

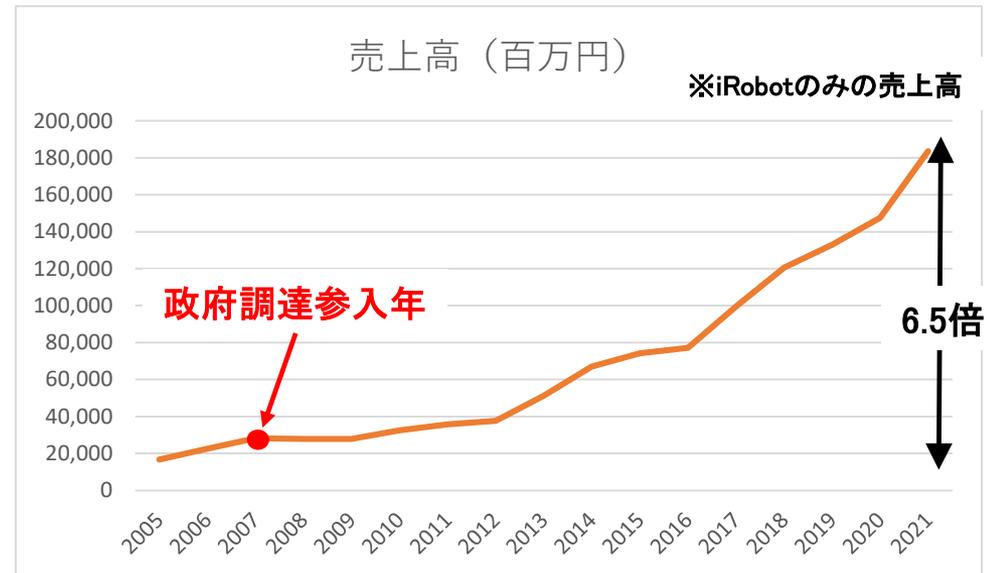
(6) 政府調達：米国の状況

- iRobotは2007年の米国陸軍からの政府調達を契機に成長し、売上高が当時の6.5倍に。

iRobot

- 創業年：1990年
- 売上高：190,597百万円（2021年）
従業員数：1,343人
- 事業概要：

軍用ロボットの開発会社として創業し、後に家庭用ロボットメーカーに転身。床掃除ロボット「ルンバ」、床ふきロボット「ブラーバ」等を提供



- 政府調達の状況
- 2007年12月18日、米国陸軍シミュレーション・訓練・計測プログラム執行局（PEO STRI）から最大3,000台の陸軍軍用ロボット提供等により2億 8600 万ドルの契約獲得。 2016年、iRobotは軍事部門をEndeavor Robotics としてArlington Management Employees, LCCに売却、更にその後2019年3月にFLIR Detection, Inc.に売却される。
- 別会社として独立したEndeavor Robotics は、2019年10月には、米国陸軍契約司令部から技術者用製品に関する2,550万ドルの連邦契約を受注。また、11月には、米陸軍契約司令部から2024年11月12日までに5年間で1億9044万4937ドルの購入契約（W56HZV-20-D-0017）を獲得し、最大350の共通ロボットシステムを受注。



(6) 政府調達：日本版SBIR制度 (Small Business Innovation Research) について

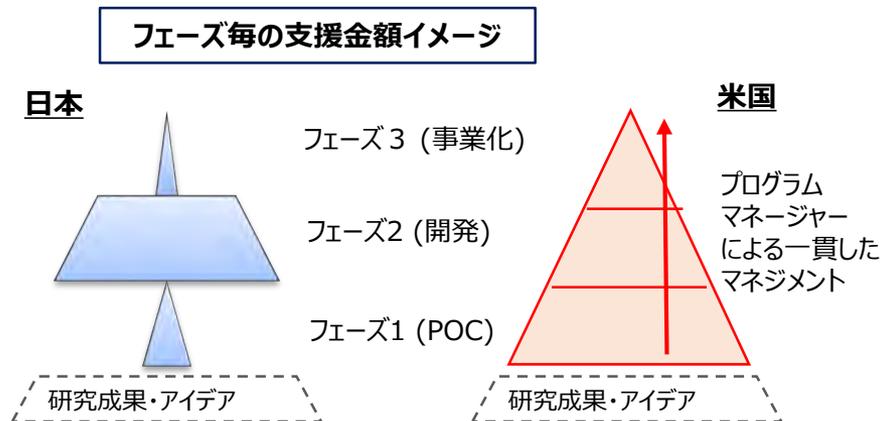
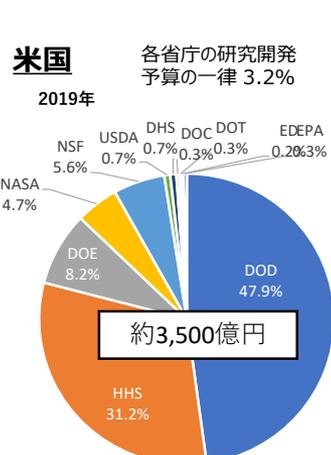
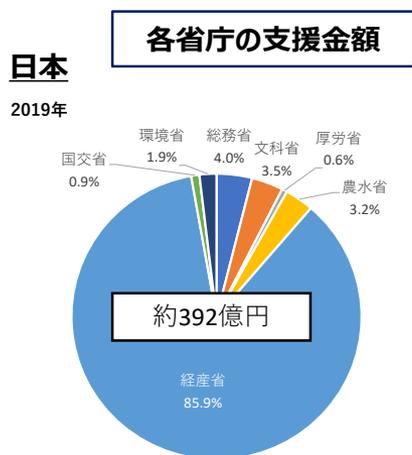
- 日本版SBIR制度では、研究開発補助金等にスタートアップへの支出目標を設定し、随意契約制度を活用して、スタートアップからの政府調達等を促進する措置を設定。
- ただし、各省庁に支出目標の達成を促進するインセンティブや義務付けはない。

【1999年～2020年】

- 1999年より、中小企業庁において、米国SBIR制度を参考に日本版SBIR制度を実施。
- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等に対して研究開発に関する補助金等の支出機会の増大を図るとともに、その成果の事業化を支援。

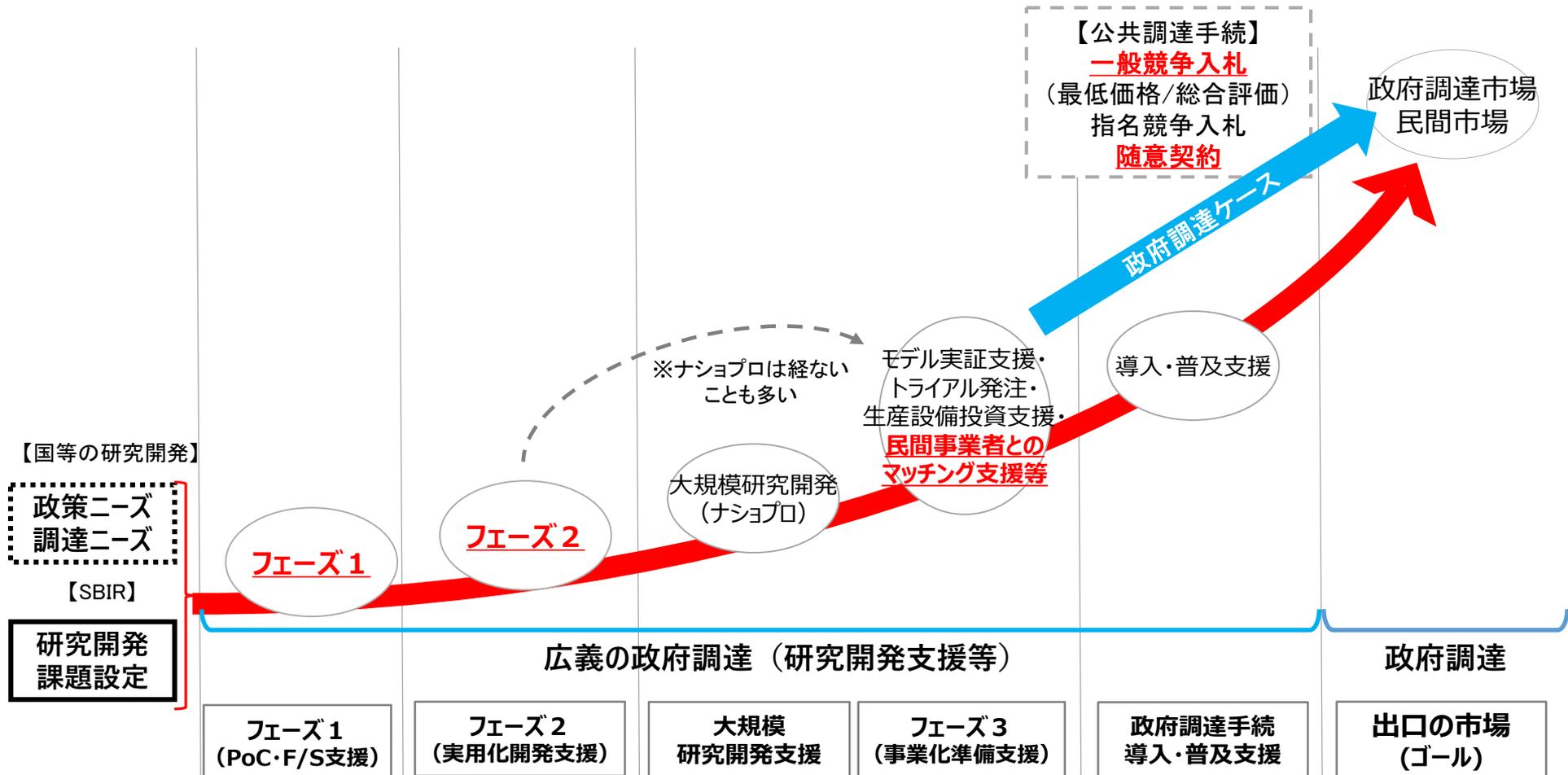
【2021年以降】

- 2021年4月より、科技イノベーション活性化法に根拠規定を移管。
- イノベーションの創出に主眼をおくとともに、内閣府を司令塔として、省庁横断の取組を段階的に選抜しながら連続的支援を強化する新たな制度とする。
- 新たな制度の運用に向け、
 - ・ スタートアップ等に支出可能な補助金等に係る支出目標額を定めた「方針」
 - ・ 政策ニーズに基づき国が研究開発課題を設定して交付する補助金等の公募・執行に関する統一的なルールや、随意契約制度を活用した政府調達などを盛り込んだ「指針」
 を2021年6月に閣議決定。



(6) 政府調達：国等の研究開発プロセス及び市場投入までのイメージ

- SBIRにおいては、研究開発課題を設定の上、以下のプロセス中、アンダーライン部分に関し、スタートアップを予算的・制度的に支援。
- SBIRの成果については、公共調達手続きにおいて、①入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず、全ての入札への参加を可能とする措置を導入するとともに、②随意契約を可能とする特例措置を導入。



※SBIRは、公募段階から政策ニーズ・調達ニーズに基づく研究開発課題を設定

(6) 政府調達：日本版SBIRにおける政府調達促進措置

- SBIRにおける研究開発成果の政府調達の促進については、「指定補助金等の交付等に関する指針」において、入札参加資格の特例、随意契約での試験的な調達、その他調達促進のための取組について記載し、各省庁と連携しながら以下の措置を実施。

指定補助金等の交付等に関する指針（2021年6月閣議決定）

4. 事業化の支援において配慮すべき事項

(1) 入札参加機会の拡大

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等について、その**入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず、全ての入札への参加を可能とする措置**（技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を活用した入札機会の拡大を図る。

(2) 研究開発成果の調達手法

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果については、終了時審査結果の公表時に同等の技術がないことの確認を実施することで、**随意契約による研究開発成果に関する調達や技術調査事業（調達に向けての実証試験）**等を行う。

(3) 研究成果に関する情報発信やメインコントラクターとのマッチング

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果に関する情報等について、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、SBIR特設サイトや各種展示会などを通じて、広く一般に周知・広報を行う。また、大型調達が多い省庁においては、大企業等のメインコントラクターとのマッチングの機会の提供やコンソーシアム形態の技術実証を推進するなど研究開発型スタートアップ等の政府調達への参加機会の拡大を図る。

(6) 政府調達：政府調達手続き

- 入札参加資格は、「競争参加者の資格に関する公示」により、全省庁統一資格として、競争入札への入札参加資格を付与。
- 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能であるが、設立間もなく実績のないスタートアップは点数が低くなってしまふなどの問題もある。

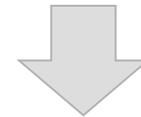
項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
②自己資本額の合計	15点	12点	9点	6点	3点	
	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
③流動比率	10点	8点	6点	4点		
	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
④営業年数	10点	8点	6点			
	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			

合計(最高点) 100点

物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

- 財務状況・営業年数等から点数を算出
(→実績がないスタートアップは点数が低くなる)



- 点数に応じて等級を付与
- 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている